

ポプラ薬局辻堂店 の行っているサービス内容について

当薬局での取り組みについて

➤ 医療DXの推進

当薬局では患者様に質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。

オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者様に診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者様の負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

電子処方せんや電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方せんや電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

➤ 感染・災害発生時に対応できる体制

第二種協定指定医療機関の指定を受けている薬局です。皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

➤ 調剤管理料及服薬管理指導料について

当薬局では、調剤管理用及び服薬管理指導料を算定しています。

患者様やご家族等から収集した薬剤服用歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服薬歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者様毎に薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行います。

また、患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様やご家族等と対話することにより、服薬状況、服用期間中の体調変化、残薬状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服用指導を行っています。

➤ 明細書の発行

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行いたします。

明細書には 薬剤の名称が記載されています。その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合などはその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

➤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当薬局は後発医薬品(ジェネリック)の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品体制加算を処方せん1回につき算定しています。先発品を希望される場合は店舗スタッフまでお申し出ください。

➤ 長期収載品の選定療養

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を修了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。不明点等は店舗スタッフまでお尋ねください。

局厚生局への届出事項

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。(45点)
後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算1	後発医薬品調剤体制加算1の施設基準(直近3か月の後発医薬品の数量割合80%以上)に適合する薬局です。(21点)
地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。(39点) (体制基準) ◇1,200品目以上の医薬品の備蓄 ◇他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ◇医療材料・衛生材料の供給体制 ◇麻薬小売業者の免許 ◇集中度85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上 ◇当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ◇診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ◇保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ◇在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上/1万枚) ◇在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ◇医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ◇プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ◇副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ◇かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ◇管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務・1年以上在籍) ◇薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等) ◇患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ◇要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄販売 ◇健康相談・健康教室の取り組み ◇敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
連携強化加算に関する事項	
算定あり	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。(5点) ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売
在宅薬学総合体制加算に関する事項	
算定なし	在宅薬学総合体制加算は算定していません。

医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算3	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。(6点) ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
無菌製剤処理加算に関する事項	
算定なし	無菌製剤処理加算は算定していません。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項	
算定なし	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は算定していません。
在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
算定なし	在宅中心静脈栄養法加算は算定していません。
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
算定あり	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局へ1年以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。 かかりつけ薬剤師指導料(76点) かかりつけ薬剤師包括管理料(291点)
特定薬剤管理指導加算2に関する事項	
算定なし	特定薬剤管理指導加算2は算定していません。
保険対象外の費用について	
容器代	【軟膏容器】12g:30円、24g:40円、36g:50円、60g:70円、120g:100円 【シロップ容器】30mL:50円、60mL:60円、100mL:80円、150mL:100円 【点鼻容器】15mL:50円、30mL:70円
患者希望による一包化	0～7日:340円、8～14日:680円、15～21日:1,020円、22～28日:1,360円 29～35日:1,700円、26～42日:2,040円、43日以上:2,400円